

島根県農業技術センターにおける公的研究費不正防止計画

「島根県農業技術センターにおける公的研究費の適正な管理・運営に係る基本方針（平成28年4月1日制定）（以下、「基本方針」という。）」に基づき、島根県農業技術センターにおける公的研究費の不正防止計画を下記のとおり定める。

記

1 対象となる研究費

この計画の対象となる公的研究費は、農林水産省又は農林水産省が所管する国立研究開発法人等から配分される競争的資金及び交付される委託研究費をいう。

2 責任体系の明確化

島根県農業技術センター所長を最高管理責任者とし、不正防止計画部署、通報窓口等を整備し、責任を明確化する。

3 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

- (1) 研究計画に基づき、実施状況及び予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を行う。
- (2) 物品購入に係るルールの明確化・統一化を図る。
- (3) 公的研究費による出張は、書面により速やかにセンター所長に復命する。
- (4) コンプライアンス教育を実施する。

4 不正を発生させる要因の把握と防止・改善

- (1) 公的研究費の使用における問題点について、把握し、組織内で共有する。
- (2) 監査等により問題点の把握・検証及び改善を行うとともに、不正の未然防止を図る。

(附則) 平成28年4月1日 制定

(別紙)

島根県農業技術センターにおける公的研究費に係る基本方針、
不正防止計画等に係る関連法令・諸規程及び体系図

(法令等の遵守)

7 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(宣言)

研究者の行動規範 (平成 27 年 2 月 17 日制定)

(基本方針)

島根県農業技術センターにおける公的研究費の適正な管理・運営に係る基本方針 (平成 28 年 4 月 1 日制定)

(不正防止関係)

(会計規則等)

- 地方公務員法
- 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例
- 公益通報等に係る対応に関する要綱
- 島根県農業技術センターにおける公的研究費不正防止計画
- 島根県農業技術センターにおける公的研究費の管理運営体制
- 公的研究費の不正防止に関する農業技術センターの責任体系図

【会計全般】

- 地方自治法
- 島根県会計規則
- 島根県事務決裁規則

【物品調達関係】

- 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者指名停止措置要領

【旅費関係】

- 職員の旅費に関する条例
- 職員の旅費に関する条例施行規則

(監査)

- 定期監査 (事務局、委員)
- 包括外部監査

【関連規程】

- ・委託契約実施細則 (平成 27 年 8 月) 農林水産省農林水産技術会議事務局
- ・委託費に係る事務の手引き (平成 25 年 2 月) 農研機構生研センター
- ・農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン
- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)